

行為の区分		景観重要区域				一般区域
		琵琶湖景観形成地域	琵琶湖景観形成特別地区	沿道景観形成地域	東草野景観形成地域	
建築物の新築、増築、改築または移転		・行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるものまたは高さが5mを超えるもの			・高さが10m以上のものまたは3階建て以上のもの	・高さが13m以上のものまたは4階建て以上のもの
建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更		・行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの			・高さが10m以上のものまたは3階建て以上のもの	・高さが13m以上のものまたは4階建て以上のもの
工作物の新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更	垣（生け垣を除く）、柵、塀、擁壁の類	・高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの			・高さが5mを超えるもの	・高さが13m以上のもの
	汚水または廃水処理する施設	・高さが1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が100 m ² を超えるもの				
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む）	・高さが13m以上のもの	・高さが5mを超えるもの	・高さが13m以上のもの	・高さが13m以上のもの	
	上記以外	・高さが5mを超えるもの		・高さが5mを超えるもの	・高さが5mを超えるもの	
開発行為		・行為に係る部分の面積が1,000 m ² を超えるもの	・のり面の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの ・行為に係る部分の面積が100 m ² を超えるもの		・行為に係る部分の面積が1,000 m ² を超えるもの	—
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		—	・のり面の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの ・行為に係る部分の面積が100 m ² を超えるもの		・行為に係る部分の面積が1,000 m ² を超えるもの	—
木竹の伐採		・高さが5mを超えるもの（林業を営むための行為を除く。）			—	—
屋外における物件の堆積		・高さが1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100 m ² を超えるもの（外部から見通すことができない場所での行為または期間が30日以内の行為を除く。）			・行為に係る部分の面積が1,000 m ² を超えるもの（外部から見通すことができない場所での行為または期間が30日以内の行為を除く。）	—
水面の埋立てまたは干拓		—	・のり面の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの ・行為に係る部分の面積が100 m ² を超えるもの	—	—	—